

令和 2 年 度

美里町水道水質検査計画



美里町水道事業所

令和２年度美里町水道水質検査計画について

美里町では、皆様に安心して水道水をご利用いただくために「令和２年度美里町水道水質検査計画」を策定いたしました。

この計画は、水道法に基づき毎年度策定し公表することにより、お客様の意見を反映しながら、水道水の安全性をより高めていくことを目的としています。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であるとともに、浄水処理過程、送配水施設が正常に機能しているかの判断材料であり、水質管理を行う上で重要な役割を果たしています。

水道水質検査計画とは、水源から給水栓（蛇口）に至るまでの適正な水質管理を行うため、水質検査項目や検査回数などを定めたものです。

この計画を町民の皆様（需要者）に公表し、水道水質検査の適正化と透明性を確保し、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

なお、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の検査につきましては、事故直後より各関係機関の指導等に基づき、対応してまいりましたが、平成２４年４月１日より新たに設定されました管理目標値並びに検査指針等に基づいて実施してまいります。これらの検査結果につきましては、ホームページ等に掲載し、情報を提供してまいります。

令和２年度 美里町水道水質検査計画

1. 水道事業の概要

(1) 水道事業種別	上水道事業
(2) 事業主体	美 里 町
(3) 水源・浄水処理概要	表１のとおり
(4) 消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム
(5) 給水人口	24,529人（平成30年度末）
(6) 一日平均給水量	6,938 m ³ /日（平成30年度末）

2. 水質検査計画

水質検査は、「表２」「図１」に基づき実施し、安全で安心な水道水の供給に努めます。

- (1) 毎月検査及び全項目検査は、図１に示す主要な箇所で行います。
- (2) 毎日検査は、図１中の末端給水栓で行います。
- (3) クリプトスポリジウム検査は、図１中梅ノ木取水口で行います。
- (4) 水質管理目標設定項目検査等は、図１中「１＊」箇所で行います。
- (5) 放射性物質検査は、浄水場給水栓で行います。

3. 水質検査方法

水質検査は、国が定めた方法並びに上水試験方法（日本水道協会）等により行います。また、その実施については、以下のとおりとします。

- (1) 毎月検査・全項目検査は、【大崎市水道部】へ委託します。
- (2) 毎日検査は、業務受託者が行ないます。
- (3) クリプトスポリジウム検査は検査機関へ委託します。
- (4) 水質管理目標設定項目検査等は、検査機関へ委託します。
- (5) 放射性物質検査は、検査機関へ委託します。

4. 臨時の水質検査

臨時の水質検査には、以下のような状況の場合毎月検査の項目を基本とし、必要に応じて検査項目を加除して行い、異常の終息と安全性が確認されるまで行います。

- (1) 水源水質の悪化、水源に異常を認めるとき。
- (2) 浄水処理過程に異常を認めるとき。

- (3) 水道施設の汚染が認められるとき。
- (4) その他必要と認められるとき。

5. 水質検査結果及び公表

水質検査結果は、表 3 のとおり。

水道水質検査計画は、「美里町ホームページ」で公表並びに水道事業所窓口で閲覧できます。この計画に基づき行われた水質検査の結果は、次年度計画の中で公表します。

6. 水質検査の精度と信頼性の確保

自己検査については、常に業務受託者が検査に対する研鑽を積み、ひいては検査職員の資質向上を図り、検査の精度と信頼を確保に努めます。

委託検査については、分析機器が整った検査技術の優れた検査機関に委託し、また委託した検査機関に対しては、最新の分析機器の整備や検査技術の向上を要請し、常に精度と信頼性の確保に努めます。

7. 関係者との連携

水源及び河川流域等での水質汚染事故発生の場合、各河川水系関係諸団体、宮城県、大崎広域水道並びに近隣市町との情報交換を図り、安全で清澄な水道水の供給に努めます。

図1 配水系統概念図

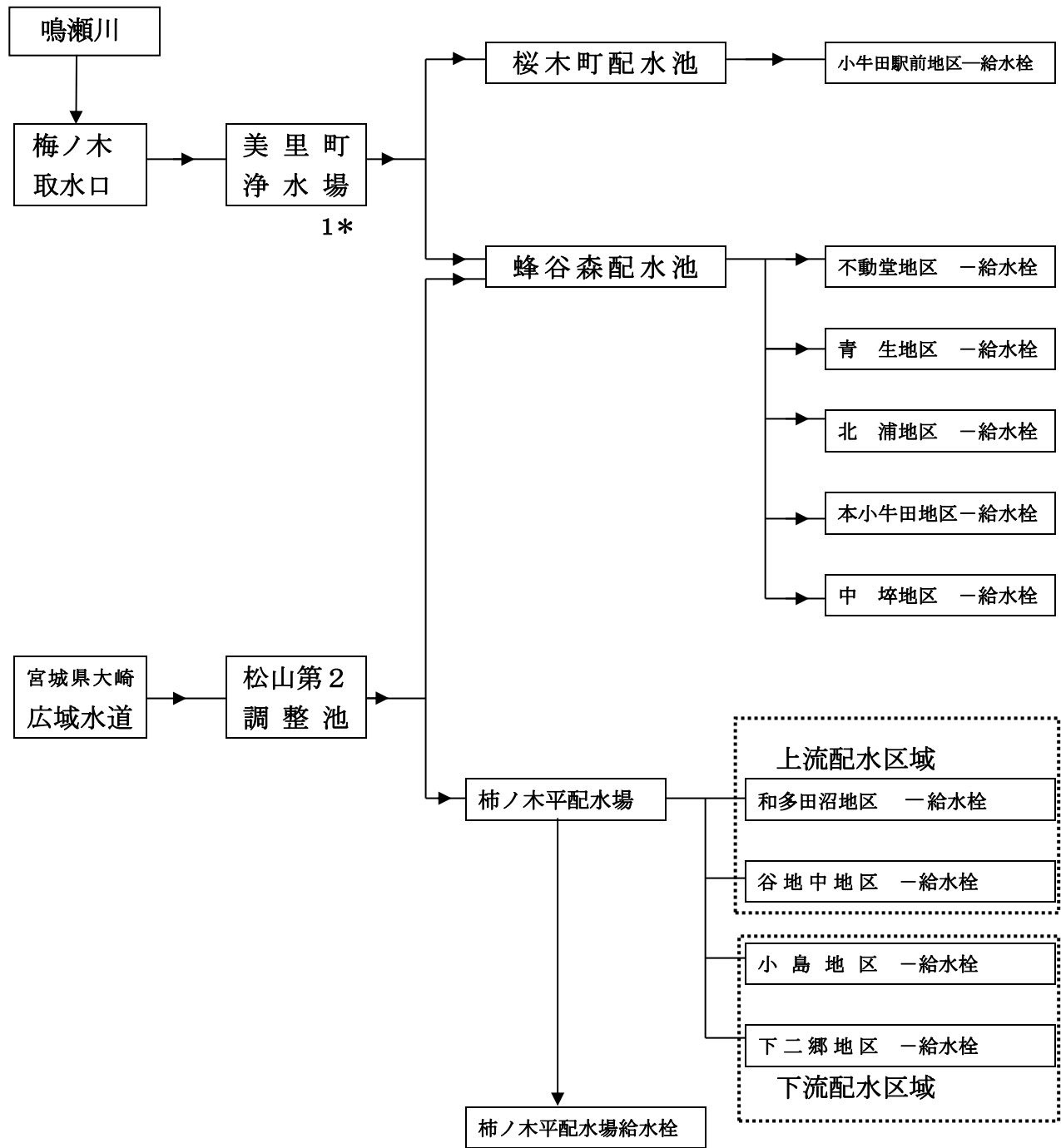


表 1. 水源及び浄水処理概要

原水種別 1 河川水(表流水) 2 浄水受水 (県水)

浄水処理方法 ①緩速ろ過 ②塩素消毒 ③活性炭処理

水源名	原水種別	浄 (配) 水場名	浄水処理方法	水質状況・管理留意点
鳴瀬川	1	美里町浄水場	① ② ③	表流水としては有機物、濁質は比較的安定しているが、降雨時等の上記水質変動に留意を要します。
蜂谷森 + 浄水受水	1 2	蜂谷森配水池	②	受水浄水は、季節変化に伴う異臭味(カビ臭)及び消毒副生成物に配慮を要します。
桜 木	1	桜木町配水池	②	
浄水受水	2	柿ノ木平配水場	②	受水浄水は、季節変化に伴う異臭味(カビ臭)及び消毒副生成物に配慮を要します。

表 2. 水質検査計画

項 目	頻 度	検 査 項 目
毎日検査	毎 日	色、濁り、残留塩素
毎月検査	月 1 回 (全項目検査月は除く)	一般細菌、大腸菌 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉄及びその化合物 マンガン及びその化合物 塩化物イオン、有機物 (TOC) pH値、味、臭気、色度、濁度 (計 1 2 項目)
全項目検査	年 4 回	別表 1 の項目 (原水は番号 20～30 の項目を除く)
水道管理目標設定項目検査	年 1 回	農薬類等
クリプトスポリジウム等検査	年 4 回	クリプトスポリジウムオーシスト、 ジアルジアシスト
放射性物質検査	3 ヶ月に 1 回	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131) 放射性セシウム(セシウム 131 及び 137)

